

# 小諸すみれ通信

K O M O R O S U M I R E N E W S

令和元年 12 月 1 日改訂 (内容は随時更新いたします)

ソーシャルワーカー / 医療福祉相談室



## ～後期高齢者医療制度について～

### 後期高齢者医療制度について

75 歳以上の方 (申請の必要はありません。75 歳になる方には誕生日までに「後期高齢者医療被保険者証」が交付され、郵送で届きます) と、一定程度の障害認定を受けた 65 歳以上の方 (申請が必要です。一定程度の障害とは療育手帳 A / 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級 / 障害年金証書 1 級・2 級の方等です。) を対象に、医療機関等での窓口負担が一般の方は 1 割負担、現役並み所得の方は 3 割負担となる制度です。



### 減額認定証

低所得Ⅱ・低所得Ⅰの区分に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口へ申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

認定証を医療機関の窓口で提示すると、医療費、食事代が軽減された金額での支払いになります。

75 歳以上	自己負担限度額 (1 カ月)		多数該当 (12 か月に 3 回以上)	食費 (1 日)	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		入	院
現役並み所得者 (月収 28 万円以上・住民税課 税所得 145 万円以上)	57,600 円	80,100 円+(総医療費 -267,000 円)×1%	44,400 円		
一般所得者	14,000 円	57,600 円	44,400 円		1,380 円 (460 円 / 1 食)
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	8,000 円	24,600 円		入	90 日まで 630 円 (210 円 / 1 食)
				院	90 日から 480 円 (160 円 / 1 食)
低所得者Ⅰ (年収 80 万円以下など)	8,000 円	15,000 円			300 円 (100 円 / 1 食)

※ 区分Ⅱ = 世帯全員が住民税非課税

※ 区分Ⅰ = 世帯全員が住民税非課税、年金収入が 80 万円以下でかつ所得が 0 円

## 高額介護合算療養費

- 1年間（8月1日）～翌年7月31日）の同じ世帯内の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担限度額の合計額が、下記の限度額を超えた場合はお住まいの市町村担当窓口へ申請して頂くことにより、限度額を超えた分が**高額介護合算療養費**として支給されます。  
該当の方にはお住まいの市町村から申請書が送付されます。

所得区分	世帯単位の自己負担額限度額 (後期高齢者医療 + 介護保険サービス利用料)
一般	560,000 円
低所得 (区分Ⅱ)	310,000 円
低所得 (区分Ⅰ)	190,000 円

## 住民税非課税世帯について

- 住民税非課税世帯とは、住民税の申告をして非課税となった世帯のことです。
- 前年度に所得のなかった世帯も、申告していなければ、改めて申告が必要です。
- 非課税世帯かどうかは、市区町村の税務課で確認できます。

## 医療費・食事代減額認定の申請先

- 市区町村の後記高齢者医療制度担当の窓口



## 注意事項

- 受診の際には、必ず、減額認定証をご提示ください。
- ご提示がない場合は、「一般」の負担額が請求されます。
- 減額認定証は、一度申請すると翌年も住民税非課税世帯に該当する場合は、自動更新となり、期限前に新しい認定証が送付されます。

※ ご不明な点がある方は、ソーシャルワーカーへご相談ください。